

枚方市環境基本計画

平成 13 年 2 月

枚 方 市

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景 1
- 2. 計画の位置づけ 3
- 3. 計画の期間 3

第2章 環境基本計画の目標

- 1. 望ましい環境像 4
- 2. 基本方針 5
- 3. 環境目標 6

第3章 環境施策の方向

- 1. 施策の体系 9
- 2. 施策の展開 10
 - (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全 10
 - 大気・音環境 10
 - 水環境 12
 - 土壌・地盤環境 13
 - 化学物質 15
 - (2) 人と自然との共生 16
 - 生態系 16
 - 自然とのふれあい 18
 - (3) 安全で良好な都市環境の形成 19
 - 都市基盤 19
 - 農 21
 - (4) 快適な環境の創造 22
 - 水辺と緑 22
 - まち並み 24
 - 歴史的文化的環境 25
 - (5) 循環を基調とする社会システムの実現 26
 - 廃棄物 26
 - エネルギー 28
 - 水循環 29
 - (6) 地球環境の保全 31
 - 地球環境 31

第4章 すべての主体の参加

1. 各主体の役割	3 3
(1) 行政の役割	3 3
(2) 市民の役割	3 3
(3) 事業者の役割	3 3
2. 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進	3 5
(1) 環境教育・環境学習の推進	3 5
(2) 環境情報の提供	3 5
(3) 環境保全活動の支援	3 5

第5章 計画の推進

1. 推進体制	3 6
(1) 枚方市環境行政推進本部	3 6
(2) 枚方市環境審議会	3 6
(3)(仮称)枚方環境ネットワーク	3 6
(4) 国・大阪府・近隣自治体との連携・協力	3 6
2. 進行管理	3 6

参考

環境基準	3 8
------	-----

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

昭和30年(1955年)代から40年(1965年)代にかけて日本経済は高度経済成長期を迎え、重工業を中心に大きく進展して、俗に「ドーナツ現象」といわれるように、大都市近郊に人口が集中するという社会現象をもたらした。本市においても、人口急増の波を受けて、急激な都市化が進むと同時に工場などを主な発生源とする大気汚染や河川の水質汚濁などの公害が顕著となりました。

こういった状況を踏まえて、昭和46年(1971年)に「枚方市公害防止条例」を制定し、また昭和49年(1974年)には「枚方市生活環境条例」を、さらに開発に伴う環境汚染の未然防止を図るために、平成4年(1992年)に「枚方市環境影響評価条例」を制定するなど、市民の生活環境の保全に努めてきました。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着したことや、人口が急増するなかで、自動車の排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の公害は、依然として改善が遅れています。また身近な自然の減少や廃棄物の増大も大きな問題となっています。こうした中で、市民の意識は良好な環境の中でゆとりとうるおいのある生活を求める方向に変化しつつあります。さらに地球温暖化や酸性雨などの地球規模での環境問題が顕在化しています。

このような今日の環境問題の特質は、通常の事業活動や日常生活による環境への負荷の増大がその大きな原因であり、また地球環境問題は、地球規模の空間的広がりや将来世代にもわたる時間的広がりを持っています。こうした問題を解決していくためには、社会システムや生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていかなければなりません。

このため、国においては、平成5年(1993年)に、環境政策の基本理念、国、地方公共団体、事業者、国民の責務および環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた「環境基本法」を制定し、平成6年(1994年)には「環境基本法」に基づき、施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方などを定めた「環境基本計画」を策定しました。平成12年(2000年)12月に、この計画の見直しを行い、新たな「環境基本計画」を策定しました。さらに、平成12年(2000年)に、循環型社会の形成に向けた施策を総合的・計画的に推進するための基本となる「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

また大阪府では平成6年(1994年)に「大阪府環境基本条例」を制定し、平成8年(1996年)には、「大阪府環境総合計画」を策定しています。

本市においても、平成10年(1998年)3月に、環境に対する共通の理念に基づき、市民、事業者、行政が協働して良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本方針を定めた「枚方市環境基本条例」を制定しました。

この枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、枚方市環境基本条例第9条に規定する環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための環境行政のマスタープランであり、第4次枚方市総合計画を環境面において補完し、枚方市環境基本条例の前文に掲げている、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な「環境を思いやるまち枚方」の実現をめざす指針となるものです。

この計画に基づき、環境の保全と創造に向け、市民、事業者、行政が協力して、総合的かつ計画的に推進するものとします。また、環境に影響を及ぼすおそれのある施策は、本計画と整合を図るものとします。

3. 計画の期間

本計画は、平成22年度（2010年度）までの計画とします。

ただし、社会経済状況、環境の状況等の変化を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章 環境基本計画の目標

1. 望ましい環境像

枚方市環境基本条例の前文に掲げている「環境を思いやるまち枚方」の実現をめざすため、環境政策の目標となる望ましい環境像を次のとおり設定します。

良好な環境が確保され、これを将来の世代へと継承していくまち

すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐまち。

環境への負荷が少なく、持続的に発展していくまち

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動を見直し、環境への負荷をできる限り少なくした持続的発展が可能な社会に転換するための行動に取り組むまち。

多様な生態系と豊かな自然が保全されている人と自然とが共生するまち

地域における多様な生態系及び自然環境に配慮した、人と自然とが豊かにふれあえるまち。

地球環境保全を積極的に推進するまち

市民、事業者、行政が地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、日常生活及び事業活動において地球温暖化の防止やオゾン層の保護などに向けた活動を積極的に推進するまち。

2. 基本方針

望ましい環境像の実現に向け、枚方市環境基本条例第 8 条に基づき次に示す基本方針に沿って施策を展開します。

人の健康の保護及び生活環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音など公害を防止するとともに、澄んだ空気、清らかで豊かな水や静けさの確保など、より良好な環境をめざした施策を展開します。

人と自然との共生

河川などの水辺地、農地、里山等の自然環境の保全、生物の生息・生育地の確保、人と自然との触れ合いの場づくりなど、生物の多様性の確保と、人と自然とのふれあいをめざした施策を展開します。

安全で良好な都市環境の形成

環境に配慮した都市基盤の整備、環境への負荷の少ない交通体系の整備、農を活かしたまちづくりなど市民が安心して暮らせる環境にやさしいまちをめざした施策を展開します。

快適な環境の創造

緑の保全と創造、水辺空間の整備、地域の特性を活かした良好な都市景観づくり、歴史文化資源の保全と活用など快適環境に関する施策を展開します。

循環を基調とする社会システムの実現

ライフスタイルや事業活動を見直し、廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の促進、エネルギーの有効利用、水循環機能の確保など社会経済システムにおける物質の循環を促進し、環境への負荷の低減をめざした施策を展開します。

地球環境の保全

地球温暖化、オゾン層の破壊や森林の減少など地球規模の環境問題について、その解決に向けた具体的な行動を促進する施策を展開します。

3. 環境目標

先に掲げた6つの基本方針ごとに環境目標を掲げます。

環境基本計画は、市民、事業者、行政が一体となって推進するものです。したがって環境目標は行政だけの目標ではなく、市民、事業者にとってもその達成に向けて努力するものとしします。

基本方針 【人の健康の保護及び生活環境の保全】

環境目標

< 大気・音環境 >

澄んだ空気と静けさを確保し、大気汚染と騒音について環境基準の達成をめざす。

< 水環境 >

清らかで豊かな水の流れを確保し、水質汚濁について環境基準の達成をめざす。

< 土壌・地盤環境 >

土壌の安全性を確保するとともに、地下水位の低下を防ぎ地盤の安定を図る。

< 化学物質 >

化学物質の有害性による悪影響を防止する。

基本方針 【人と自然との共生】

環境目標

< 生態系 >

里山、水辺地などの自然を守り、健全な生態系を維持・回復する。

< 自然とのふれあい >

自然とのふれあいを確保する。

基本方針 【安全で良好な都市環境の形成】

環境目標

< 都市基盤 >

地域の特性を活かし、環境に配慮した都市環境を創造する。

< 農 >

農を活かしたまちづくりを進める。

基本方針 【快適な環境の創造】

環境目標

< 水辺と緑 >

水辺と緑を活かした快適な生活空間を創造する。

< まち並み >

良好なまち並みを保つなど、まちの美しさを高める。

< 歴史的文化的環境 >

歴史的文化的環境を守り育てる。

基本方針 【循環を基調とする社会システムの実現】

環境目標

< 廃棄物 >

ごみの発生抑制を徹底し、再使用・再生利用など、多様な資源循環の輪を広げ、焼却ごみの半減化をめざす。

< エネルギー >

省エネルギーに努めるとともに、自然エネルギーを利用する。

< 水循環 >

環境保全上健全な水循環を確保する。

基本方針 【地球環境の保全】

環境目標

<地球環境>

二酸化炭素の排出量を減らし地球温暖化の防止に努めるなど、地球環境の保全に貢献する。

第3章 環境施策の方向

1. 施策の体系

基本方針	環境分野	施策の方向
人の健康の保護及び生活環境の保全	大気・音環境	自動車公害対策の推進
		工場・事業場等公害対策の推進
		環境監視の充実
	水環境	水質汚濁防止対策の推進
		水質浄化対策の推進
		環境監視の充実
	土壌・地盤環境	土壌・地下水汚染の防止
		地下水の保全
		環境監視の充実
	化学物質	化学物質対策の推進
		環境監視の充実
	人と自然との共生	生態系
水辺地の保全		
生物の生息・生育地の保全		
自然とのふれあい		ふれあいの場と機会の確保
安全で良好な都市環境の形成	都市基盤	環境に配慮した都市基盤の整備
		環境に配慮した開発への誘導
		環境への負荷の少ない交通体系の整備
	農	農地の保全
		農業基盤の整備
		農と市民の交流
快適な環境の創造	水辺と緑	緑の保全と創造
		水辺とのふれあいの促進
	まち並み	良好な景観形成の推進
		屋外広告物対策の推進
		環境美化の推進
	歴史的文化的環境	歴史文化資源の保全と活用
		文化活動の振興
	循環を基調とする社会システムの実現	廃棄物
再使用・再生利用の促進		
エネルギー		省エネルギーの推進
		自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進
水循環		雨水の貯留・浸透機能の確保
		効率的な水利用の促進
地球環境の保全	地球環境	地球温暖化の防止
		オゾン層の保護
		酸性雨の防止
		森林の保護
		国際協力及び啓発

2. 施策の展開

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全

大気・音環境

澄んだ空気と静けさを確保し、大気汚染と騒音について環境基準の達成をめざす。

自動車交通量の増加などにより、主要幹線道路の沿道において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び騒音については環境基準を超えるなど、地域によっては依然として改善が見られていません。

これら自動車を原因とする大気汚染や騒音の低減のため、国において自動車の排ガス規制や騒音規制の強化が図られていますが、市としてもより低公害な車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の整備と利用促進を図るなど自動車交通量を極力抑制して、交通流の円滑化を推進します。

また、工場・事業場からの大気汚染や騒音・振動については、法・条例による規制により改善されつつありますが、生活様式の多様化、都市活動の拡大にともない、生活騒音などの都市生活型公害が問題となっています。引き続き工場・事業場に対する大気汚染物質の排出抑制や騒音・振動の低減に向けた指導を進めるとともに、生活騒音やカラオケ騒音などの近隣騒音の防止に向け、市民、事業者の協力のもとに、施策を展開します。

施策の方向と内容

【自動車公害対策の推進】

- ・ 公用車への低公害車の導入を進めます。
- ・ 低公害車の普及に向けた啓発を行います。
- ・ アイドリングストップなど環境にやさしい運転マナーの啓発を行います。
- ・ 自動車交通量を抑制するため、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ 交通需要の適正化と道路交通の円滑化を図るため、交通需要マネジメント(TDM)を推進します。

【工場・事業場等公害対策の推進】

- ・公害関係法令・大阪府生活環境の保全等に関する条例・枚方市公害防止条例に基づく規制・指導を行います。
- ・建設作業を行う事業者に対し規制基準の遵守の指導を行います。
- ・生活騒音など日常生活に伴う公害の発生源に対する指導を行うとともに、これらの未然防止のための啓発を行います。

【環境監視の充実】

- ・大気汚染の監視や騒音測定を継続的に実施します。
- ・測定機器の整備など監視・測定体制の充実を図ります。

水環境

清らかで豊かな水の流れを確保し、水質汚濁について環境基準の達成をめざす。

工場・事業場に対する排水規制の結果、工場・事業場系排水による河川への負荷は低減しました。一方、人口の増加、生活水準の向上に伴い家庭からの生活排水による河川への負荷が大きくなり、河川の代表的汚濁指標であるBODについては、淀川を除いて環境基準を達成していません。

このため、工場・事業場に対し引き続き汚濁物質の排出抑制に向けた指導を行うとともに、生活排水の改善を図るため下水道の整備や生活排水対策学習会の開催などを通じた啓発を進めます。

また、河川の水質改善のため国や府と連携して多自然型川づくりを推進します。

施策の方向と内容

【水質汚濁防止対策の推進】

- ・公害関係法令・大阪府生活環境の保全等に関する条例・枚方市公害防止条例に基づく規制・指導を行います。
- ・ゴルフ場における農薬の適正使用について指導を行います。
- ・下水道の整備を促進し、生活排水の適正な処理を図ります。
- ・生活排水による汚濁負荷を低減するため、生活排水学習会の開催など啓発活動を行います。
- ・浄化槽の適正な維持管理に関する指導や啓発を行います。

【水質浄化対策の推進】

- ・河川の自然浄化機能を高めるため、国・府と連携して多自然型護岸の整備を推進します。

【環境監視の充実】

- ・河川水質調査を定期的実施し、水質汚濁の状況を把握します。
- ・測定機器の整備など測定体制の充実を図ります。

土壌・地盤環境

土壌の安全性を確保するとともに、地下水位の低下を防ぎ地盤の安定を図る。

土壌は、食糧の生産、地下水の形成、生態系の維持など重要な役割を担っています。この土壌が一旦汚染されると、農作物や地下水等に長期にわたり影響を及ぼすこととなります。

また、地盤沈下は、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、主として粘土層が収縮するために生じます。この地下水は雨水や河川等の地下浸透により供給されています。

しかし都市化の進展によりコンクリートやアスファルトによって地表が覆われ、地中に水分が浸透しないことや、農地や樹林地の減少による土壌の保水力の減退など、地下への水の供給が減少しています。

工場・事業場に対し有害物質の漏洩防止などの指導を徹底し、土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取規制や地下水のかん養源となる里山、農地などを保全します。

施策の方向と内容

【土壌・地下水汚染の防止】

- ・公害関係法令・大阪府生活環境の保全等に関する条例・枚方市公害防止条例に基づく規制・指導を行います。
- ・公害関係法令等に基づき土壌・地下水汚染対策を進めます。

【地下水の保全】

- ・枚方市公害防止条例に基づき、地盤沈下の原因となる地下水採取の規制を行います。
- ・地下水のかん養源となる里山・農地などを保全します。

【環境監視の充実】

- ・水準測量を実施し、地盤沈下の状況を把握します。
- ・地下水汚染、土壌汚染に関する調査を実施します。
- ・測定機器の整備など調査体制の充実を図ります。

化学物質

化学物質の有害性による悪影響を防止する。

環境中の多様な化学物質に人や生態系がさらされているという状況にあります。化学物質には有用な面が多くありますが、他方で生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与える内分泌かく乱物質やダイオキシン類のような有害性が問題となっているものもあり、化学物質の有害性による悪影響を生じないようにすることが必要です。そのため、化学物質による環境リスクを低減する必要があります。

事業者に対する規制・指導や化学物質管理についての自主的な取り組みを推進するとともに、化学物質の安全性などに関連した情報の収集・整備に努めます。

施策の方向と内容

【化学物質対策の推進】

- ・公害関係法令・大阪府生活環境の保全等に関する条例・枚方市公害防止条例に基づく規制・指導を行います。
- ・工場・事業場に対し有害な化学物質の自主管理を徹底するよう指導を行います。
- ・ダイオキシン類の排出削減対策を推進します。
- ・化学物質の安全性などに関連した情報の収集・整備に努めるとともに、これらの情報を提供します。

【環境監視の充実】

- ・化学物質についての調査を継続的に実施し、環境汚染の実態を把握します。
- ・測定機器の整備など調査体制の充実を図ります。

(2) 人と自然との共生

生態系

里山、水辺地などの自然環境を守り、健全な生態系を維持・回復する。

本市は東に生駒山地から続く山間部が広がり、そこから発した船橋川、穂谷川、天野川が西端を流れる淀川に流れ込んでいます。山間部、丘陵部、平地、低地と続く多様な自然を有しており、そこには様々な生物が生息・生育しています。

しかし、近年開発によって樹林や農地が減少しつつあり、また河川の水質汚濁や改修によって生物の生息・生育環境にも変化が生じています。

絶滅の恐れのある種や希少な種の保全だけでなく、生息・生育地である雑木林・農地・ため池などを含む里山、水辺地などの自然環境を維持・形成することによって、健全な生態系を維持し、人と自然との共生を図ります。

また市街地における緑化の推進などにより、生物の生息・生育空間の面的な確保を図ります。

施策の方向と内容

【里山の保全】

- ・法・条例を活用した自然環境保全に係る指定を行うなど、地域の協力を得て、豊かな自然環境と里山の保全に努めます。
- ・里山の大きな構成要因である農地が良好に維持・形成されるように農道や水利施設などの整備に努めます。
- ・里山や雑木林、農地などにおける自然環境を維持・形成する担い手の育成と確保を図ります。
- ・NPOやボランティア団体による自然保護活動や里山の保全活動を促進します。

【水辺地の保全】

- ・河川、池の水質改善を進めます。
- ・河川改修において生物の生息・生育空間を維持・回復するよう配慮するなど、水辺の自然環境の保全と創造を推進します。

【生物の生息・生育地の保全】

- ・野生生物の生息・生育状況に関する調査を定期的・継続的に実施し、自然環境に関する情報の収集・整備を図るとともに、生息・生育環境の適正な保護管理を進めます。
- ・生物の生息・生育空間を面的に維持するため、東部の山地から淀川の水辺に至る緑の回廊（コリドー）の創出を図ります。

自然とのふれあい

自然とのふれあいを確保する。

自然は、私たちの心に豊かな潤いを与えてくれます。

自然の仕組みについて理解を深められるようにするとともに、自然とのふれあいを通じて、自然に対する感性や環境を大切にする気持ちを育てることが必要です。

そこで、人々と自然との豊かなふれあいが図れるよう、ふれあいの場を適切に配置し、その効果的な利用を進めます。また観察会や講演会の開催などを通じ自然環境の保全意識の高揚を図ります。

施策の方向と内容

【ふれあいの場と機会の確保】

- ・自然観察や生きものと親しむなど、自然とふれあえるための施設の整備を推進します。
- ・遊休農地を非農業市民が体験農地として活用し、農業体験や自然とのふれあいの場となるよう検討を行います。
- ・学校など公共施設におけるビオトープづくりを推進します。
- ・自然観察会の開催など自然体験活動を実施します。
- ・市民が主体となって里山の維持管理ができる場の確保と仕組みづくりを検討します。
- ・東部地域の里山に、市民が自然と親しむための散策道を整備します。
- ・東部地域と淀川の水辺を結ぶ自然巡回路の整備を推進します。

【自然環境保全意識の高揚】

- ・自然環境保全活動をはじめとしたボランティア活動を促進するため、支援を行います。
- ・自然観察会、講演会などの開催を通じ、自然の中でのマナーなどについての普及を図ります。

(3) 安全で良好な都市環境の形成

都市基盤

地域の特性を活かし、環境に配慮した都市環境を創造する。

まちづくりを進めるに当たって、道路、河川、下水道、公園などの都市基盤の整備は欠く事はできませんが、その際には地域の特性を踏まえ、環境に配慮した整備を行います。

また、枚方市住み良い環境に関する条例や枚方市住宅建設等開発行為に関する指導要綱の運用、地区計画制度の推進などにより、環境に配慮した開発への誘導を図ります。

環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたって、事前に環境保全上の配慮を行うための制度である枚方市環境影響評価条例の適正な運用を図ります。

自動車交通量の増加、集中により、交通渋滞が慢性化しています。このことは、市民生活に多大な影響を及ぼしているだけでなく、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増大を招いています。

公共交通機関の利用促進や道路交通の円滑化を図るなど、環境への負荷の少ない交通体系の整備を推進します。

施策の方向と内容

【環境に配慮した都市基盤の整備】

- ・河川整備、道路整備など公共事業の実施に際しては、生態系への配慮や環境への負荷の少ない構造・原材料の使用など、環境保全に努めます。
- ・下水道、廃棄物処理施設などの環境保全に資する公共施設の整備を進めます。
- ・公園、緑地などの自然環境保全に資する公共施設の整備を進めます。
- ・公共施設の新設・改修の際、省エネルギー、自然エネルギー・未利用エネルギーの活用や雨水の利用など環境に配慮した施設となるよう努めます。

【環境に配慮した開発への誘導】

- ・枚方市住み良い環境に関する条例や枚方市住宅建設等開発行為に関する指導要綱の適切な運用により、計画的な秩序あるまちづくりを推進します。
- ・良好な住環境を守るため、建築協定や地区計画制度を推進します。
- ・枚方市環境影響評価条例の適正な運用を図ります。

【環境への負荷の少ない交通体系の整備】

- ・関係機関との連携のもと、公共交通機関の利便性や快適性の向上を図り、自動車から公共交通機関への転換を促進します。
- ・コミュニティバスの運行について検討を行います。
- ・徒歩や自転車利用を促進します。
- ・交通需要の適正化と道路交通の円滑化を図るため、交通需要マネジメント（TDM）を推進します。
- ・LRT（次世代路面電車）など新たな時代の交通体系を構想します。

農

農を活かしたまちづくりを進める。

農地は食糧の供給基地のみならず、身近な自然、良好な景観形成、保水機能など多様な役割を果たしており、本市のまちづくりにとって欠かすことのできない重要な要素の一つとなっています。

そこで、このような多様な役割を果たしている農地をできる限り保全するため、営農基盤の整備を促進するとともに、農薬や化学肥料をできるだけ使わない環境保全型の農業を促進します。

また、市民の農業体験など農と市民との交流を推進します。

施策の方向と内容

【農地の保全】

- ・ 農業経営基盤の整備を図るなど、農地の保全に係わる施策を推進します。
- ・ レング栽培米支援事業など、農薬や化学肥料の使用を極力減らした環境保全型農業を推進します。

【農業基盤の整備】

- ・ 農業ため池の整備、農道整備など営農条件の改善に努めます。
- ・ 用排水不良地の改善に努めます。
- ・ 農業後継者の育成・拡大に努めます。

【農と市民の交流】

- ・ 農業ファンクラブなど市民の援農の仕組みづくりを推進します。
- ・ 市民ふれあい農園、学童農園など体験農園を拡充します。
- ・ 農地を市民との交流の場や環境教育の場として活用します。
- ・ 地場農産物の学校給食への利用を推進します。
- ・ 地場農産物の消費拡大を推進します。

(4) 快適な環境の創造

水辺と緑

水辺と緑を活かした快適な生活空間を創造する。

市街地のなかで、私たちが自然と触れ合い四季の変化を楽しむには、水辺と緑の存在が重要です。

緑は、気候の調節、大気の浄化、騒音の防止、生物の生育生息空間の形成など環境保全上の機能をはじめ、延焼の防止などの防災上の機能、都市景観を向上する機能など多様な機能をもっています。

水辺は緑とともに都市においては貴重な自然であり、魚や昆虫などの生物を育む場でもあります。また散策、釣りなどの憩いの場としての機能をもっています。

このように、緑と水辺空間はうるおいのある快適な都市環境を形成する上で、重要な役割を果たしています。

そこで、あらゆる機会をとらえた緑化の推進を図るとともに、淀川をはじめとした河川やため池における親水空間の創出を推進します。

施策の方向と内容

【緑の保全と創造】

- ・緑の基本計画に基づき、緑豊かで美しいまちづくりを推進します。
- ・市民の自主的な緑化活動が推進されるよう支援します。
- ・里山、農地を保全します。
- ・緑に親しめる公園整備を推進します。
- ・公共施設の敷地内緑化を推進します。
- ・道路や水辺の緑化を推進します。
- ・保存樹木・樹林の指定を行います。

【水辺とのふれあいの促進】

- ・ 河川、池の水質改善を進めます。
- ・ 水に親しむ景観水路事業など親水空間の整備を推進します。
- ・ 淀川、穂谷川などにおいて、国・府との連携により親水性の高い水辺空間を創出します。

まち並み

良好なまち並みを保つなど、まちの美しさを高める。

住む人の一人ひとりが愛着と誇りを感じ、住み続けたいと願うような地域環境、また住む人だけでなく訪れる人にも新鮮な感動を与える個性的な都市空間の形成が必要です。まちにそうした「魅力」を創造し、育てていくよう枚方市都市景観基本計画に基づき地域の特性に応じた施策を推進します。

また、まちの美観を損なう屋外広告物への対策やポイ捨て防止などの環境美化を推進します。

施策の方向と内容

【良好な景観形成の推進】

- ・枚方市都市景観基本計画に基づき地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。

【屋外広告物対策の推進】

- ・美観を損なう看板やはり紙など屋外広告物については、屋外広告物法など関連法令に基づき指導を行います。

【環境美化の推進】

- ・空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て防止対策の制度化を行います。
- ・地域における公共場所の環境美化活動を支援します。
- ・雑草が繁茂する空き地について、適正管理のための指導を行います。

歴史的文化的環境

歴史的文化的環境を守り育てる。

本市には、国の特別史跡である「百済寺跡」をはじめ、牧野車塚などの古墳、旧枚方宿の町並み、古くからの農家集落など貴重な歴史文化資源が存在します。

また、本市は、かつて伏見と大坂間の淀川舟運の中継港として、東海道の宿場として、「くらわんか舟」や「鍵屋」に代表される歴史や文化を育んできました。

これら市内に残る歴史的町並みや史跡、地域の伝統文化などを、地域の個性として守ります。

さらに、地域に根ざした芸術・文化を育むため、活動の拠点整備や各種催しの開催など芸術・文化活動の充実を図ります。

施策の方向と内容

【歴史文化資源の保全と活用】

- ・旧街道沿いに残る歴史的町並みや道標、燈籠、巨木などを保存、整備します。
- ・歴史文化資源としての淀川舟運の復活について検討を行います。
- ・歴史を感じながら散策できるルートを整備します。
- ・史跡や古墳などの歴史的な資源を保全、活用します。
- ・地域の伝統行事や伝承など、伝統文化を保存、継承します。

【文化活動の振興】

- ・芸術・文化活動の拠点を整備します。
- ・芸術・文化活動を促進します。

(5) 循環を基調とする社会システムの実現

廃棄物

ごみの発生抑制を徹底し、再使用・再生利用など、多様な資源循環の輪を広げ、焼却ごみの半減化をめざす。

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、資源の使用や廃棄物の量の増大をもたらすとともに、その処理・処分の過程で、環境に大きな負荷を与えています。

このような大量廃棄型社会を、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会へと転換するため、平成12年(2000年)に循環型社会形成推進基本法が制定されました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)が改正されるとともに、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が制定されました。既に制定されている容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)等と併せて循環型社会の形成に向け、体系的な法整備がされました。

また、本市では、穂谷川清掃工場の焼却能力が限界に達しており、ごみの減量化は緊急の課題となっています。

循環型社会形成のためには、地域において市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再使用・再生利用を図ることが重要となります。

施策の方向と内容

【廃棄物の発生抑制】

- ・ごみの減量に関するパンフレットの配布やシンポジウムの開催などの啓発活動を行います。
- ・多量に事業系ごみを排出する事業所に対して、減量指導を強化します。

- ・家庭系ごみの適正な排出に向けた指導を行います。
- ・エコショップ（ごみ減量化、リサイクル推進宣言の店）の普及を図ります。
- ・ごみの発生が抑制される商品の紹介を行うなど、環境にやさしい商品の利用拡大を促進します
- ・生ごみの堆肥化を推進します。
- ・公園、街路樹などの剪定枝の堆肥化や再資源化を進めます。

【再使用・再生利用の促進】

- ・再使用・再生利用に関するパンフレットの配布やシンポジウムの開催などの啓発活動を行います。
- ・資源ごみの分別回収を拡充します。
- ・古紙・古布などの集団回収団体に対する再生資源集団回収報償金制度を推進します。
- ・エコショップ（ごみ減量化、リサイクル推進宣言の店）の普及を図ります。
- ・リサイクルに関する市民活動や情報発信の拠点づくりを進めます。
- ・不用品交換に関する情報提供の充実を図ります。
- ・公共工事より発生する建設副産物について再資源化を図ります。
- ・公共工事において再生資材の利用を進めます。
- ・再生材料を使用した製品を優先的に購入するなど、グリーン購入を促進します。

エネルギー

省エネルギーに努めるとともに、自然エネルギーを利用する。

現在の私たちの生活や事業活動は、エネルギーを大量に消費することで成り立っており、そのエネルギー源の多くが石油・石炭などの化石燃料です。

これらは、再生不可能な限りある資源であるばかりではなく、その燃焼によって地球温暖化の原因である二酸化炭素を大量に排出しています。

化石燃料によるエネルギーの消費を減らすため、省エネルギーに努めるとともに、ごみ焼却廃熱などの未利用エネルギーの有効利用や太陽光など自然エネルギーの導入を推進します。

施策の方向と内容

【省エネルギーの推進】

- ・公共施設の新設・改修の際、省エネルギー型機器の導入や省エネルギーに配慮した建物の整備を進めます。
- ・エネルギー消費の少ない機器・商品の利用を促進するため、普及啓発活動を行います。
- ・省エネルギー型のライフスタイルや事業活動を促進するため、普及啓発活動を行います。

【自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進】

- ・公共施設の新設・改修の際、太陽熱利用システム・太陽光発電システムなど自然エネルギーを利用した設備の導入を検討します。
- ・清掃工場の廃熱・下水処理水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーを活用した設備の導入を検討します。
- ・自然エネルギーを利用した設備の導入を促進するため普及啓発活動を行います。

水循環

環境保全上健全な水循環を確保する。

自然の水循環は、森林、農地、宅地などへの降雨が土壌に保水され、地表水や地下水として徐々に流下し、河川、湖沼及び海域に流入し、また、それぞれの過程で大気中に蒸発して再び降雨となる連続した水の流れです。

近年の急激な人口増や産業の集中と市街地の拡大などにより、健全な水の循環システムが阻害され、生態系への悪影響、河川流量の減少、都市水害や濁水、水質汚濁、親水機能の低下などの問題が発生しています。

健全な水循環システムの回復に向け、里山や農地の保全、緑化を推進し雨水の貯留浸透能力や地下水のかん養能力の保全・向上を図ります。

また、用水の循環利用など使用の合理化、節水器具の普及や下水処理水の再利用などによる用水の効率的利用、雨水の用水としての利用などを進め、水源への負担を軽減します。

施策の方向と内容

【雨水の貯留・浸透機能の確保】

- ・ 雨水貯留浸透能力を有する里山や農地を保全します。
- ・ 公共施設の新設・改修の際、透水性舗装、浸透ますなど雨水の地下浸透施設の整備を検討します。
- ・ 市街地の緑化を推進します。

【効率的な水利用の促進】

- ・ 公共施設の新設・改修の際、雨水を貯留し散水・トイレの洗浄水等に利用するなど雨水利用施設の導入を検討します。
- ・ 市民、事業者に対し雨水の貯留及びその利用を促すよう啓発を行います。
- ・ 雨水の貯留・利用施設の導入に際しての支援制度を検討します。
- ・ 下水の高度処理水を公共施設における散水・トイレの洗浄水など雑用水やせせらぎなど修景用水として利用します。
- ・ 公共施設において節水型器具・設備の導入を進めます。

- ・市民、事業者に対し節水型のライフスタイルや事業活動を行うよう啓発を行います。

(6) 地球環境の保全

地球環境

二酸化炭素の排出量を減らし地球温暖化の防止に努めるなど、地球環境の保全に貢献する。

地球温暖化、オゾン層の破壊や森林の減少など、地球規模で取り組むべき様々な問題が生じてきています。これらは、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼす恐れがあり、将来の世代にもわたる影響も懸念されています。

特に地球温暖化の防止に関しては、平成 9 年（1997 年）12 月に京都市で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）で、先進国における温室効果ガスの排出削減のための数値目標などを定めた法的拘束力を持つ「京都議定書」が採択されました。この議定書には先進国全体で平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までの間に、平成 2 年（1990 年）比で 5 %以上の排出削減（日本の割当量は 6 %削減）を行うことが規定されました。

京都議定書の削減目標の達成をはじめとした地球環境問題への対応は、国レベルにおける国際的な取り組みだけではなく、私たち一人ひとりの日常生活を地球的規模の視点から見つめ直すと共に、市民、事業者、行政が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、地球規模で考え地域で具体的に行動・実践していくことが求められています。

また、友好都市などなどの交流活動を通じて、地球環境保全に関する各種の協力・連携を図っていくことも重要です。

施策の方向と内容

【地球温暖化の防止】

- ・地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制するため、公共施設においてより一層の省エネルギーを図ります。
- ・公共施設の新設・改修の際、太陽熱利用システム・太陽光発電システムなど自然エネルギーを利用した設備の導入を検討します。
- ・清掃工場の廃熱・下水処理水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーを活用

した施設の整備を検討します。

- ・低公害車の普及や公共交通機関の利用、自転車の利用の促進に関する施策を推進します。
- ・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進に関する施策を推進します。
- ・二酸化炭素の吸収源ともなる緑地の保全や緑化を推進します。

【オゾン層の保護】

- ・オゾン層破壊物質である特定フロンの回収を進めます。

【酸性雨の防止】

- ・酸性雨に関するモニタリング調査を行います。
- ・酸性雨の原因となる工場、事業場、自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の排出を抑制します。

【森林の保護】

- ・公共事業において熱帯材型枠の使用を極力抑制します。
- ・公共施設で不要となった紙類は、ごみとして排出せず再生紙の原料とします。

【国際協力及び啓発】

- ・友好都市などとの交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を進めます。
- ・地球環境保全に向けた市民レベルの具体的な行動が促進されるよう、環境家計簿の作成・配布や地球環境保全に向けた取り組みの紹介など普及啓発を行います。

第4章 すべての主体の参加

基本計画の推進に当たって、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、相互に協力連携しながら環境の保全と創造に向けた取り組みを自主的積極的に行うことが必要です。

1. 各主体の役割

(1) 行政の役割

市民、事業者や国・府・近隣自治体と協力・連携し、多様な環境関連施策を積極的かつ総合的に推進します。

環境の保全と創造に向けた市民・事業者の自主的積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、情報の提供、活動の支援などを行うとともに、各主体のパートナーシップの構築を推進します。

また、事業実施の際の環境への配慮や省エネルギー、グリーン購入など環境への負荷を低減するための行動を率先して実行するとともに、研修などを実施し職員の環境意識を高めます。

また、行政自らの活動における環境配慮を一層推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得します。

(2) 市民の役割

今日、エネルギーの消費や廃棄物の発生など、市民の日常生活に起因する環境への負荷が増大しています。

このため、市民一人ひとりが自らの生活と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることにより、日常生活に起因する環境への負荷の低減を図ることが必要です。そして、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を、自主的積極的に進めることが重要です。

また、行政が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動に積極的に参加することが重要です。

(3) 事業者の役割

様々な事業活動において、公害防止のための取り組みはもとより、資源・エネルギーの効率的利用、廃棄物の削減など、環境への負荷の低減のための取り組みを自主的積極的に進めることが必要です。

また、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、環境保全に資する製品・サービスの提供など環境負荷の低減に寄与する事業活動を展開することが期待されます。

さらに、行政が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、環境マネジメントシステムなど適切な環境管理の仕組みを導入し、環境に配慮した事業活動を行うことが期待されます。

2. 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

市民、事業者の環境保全に向けた行動を促進するために、環境教育・環境学習や環境情報の提供を行うとともに、環境保全活動の支援施策を推進します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

- ・自然観察会や環境講座などを実施します。
- ・環境学習のプログラムや教材を作成します。
- ・環境学習や環境保全活動の指導者を育成するため、各種研修・講座を実施します。
- ・グリーンコンシューマー（環境意識の高い消費者）を育成します。
- ・環境保全に関する知識・経験を有する市民との連携・協力を図るため、人材登録制度を検討します。
- ・学校教育において、自然とのふれあいや環境保全活動への参加などの体験学習を通じた環境教育を推進します。

(2) 環境情報の提供

- ・環境に関する情報の体系的な収集・整理を行います。
- ・枚方市環境白書などを通じて、幅広く環境情報を提供します。
- ・多様な環境情報を提供するため、環境情報コーナーの充実を図ります。
- ・インターネットなどコンピュータネットワークを利用した環境情報の提供システムの検討を行います。
- ・グリーン購入関連情報などの市民や事業者の製品選択に必要な情報を提供します。

(3) 環境保全活動の支援

- ・広報紙などによる啓発、イベントの開催及び環境家計簿の作成・配布などを通じ、環境保全活動の実践を働きかけます。
- ・環境NPO、環境ボランティアなどの活動が促進されるよう、活動に対する助成、顕彰を行います。
- ・環境保全活動に関する情報提供を行い、市民の活動への参加を促進します。
- ・市民、事業者、行政のパートナーシップによる地域の環境改善活動を推進します。
- ・事業者が環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14001）の認証を取得するに際し、情報提供など支援を行います。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、行政内部の体制と市民・事業者・行政の協働体制を整備します。

(1) 枚方市環境行政推進本部

枚方市環境行政推進本部は、環境の保全と創造に関する施策について、行政の機関相互の緊密な連携及び調整を目的とした庁内組織で、市長を本部長とし部長全員が委員となっています。

「枚方市環境行政推進本部」を活用し、環境基本計画に基づく施策の総合的な調整と進行管理を行うものとします。

(2) 枚方市環境審議会

枚方市環境審議会は、枚方市環境基本条例第26条の規定に基づき、市長の付属機関として設置されています。

環境の保全と創造に関する基本的事項については、枚方市環境審議会に諮問し、その答申をふまえて取り組みます。

(3) (仮称) 枚方環境ネットワーク

市民、事業者、行政がパートナーシップを形成し、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に推進するための場となる組織を設置します。

(4) 国・大阪府・近隣自治体との連携・協力

大気汚染や水質汚濁、交通問題などの近隣自治体と共通する課題や地球環境問題などへの対応については、国や大阪府、近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から取り組みます。

2. 進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画・実行・点検・見直し(Plan Do Check Action)という目標管理の仕組みを確立すること、つまり、施策の実施状況を把握・点検し、必要であれば施策の見直しを行うことにより、継続的に計画の推進を図る仕組みを構築し運用することとします。

また、環境の現況や施策の実施状況をとりまとめた年次報告書を作成し、枚方市議会及び枚方市環境審議会に報告するとともに、公表します。

環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、に酸化窒素を除く。)をいう。

2. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

ア. 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

河 川

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求 量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5 以下	3mg/l以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN /100ml以下
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5 以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。					

イ．人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ l 以下
六価クロム	0.05 mg/ l 以下
砒素	0.01 mg/ l 以下
総水銀	0.0005 mg/ l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ l 以下
チウラム	0.006 mg/ l 以下
シマジン	0.003 mg/ l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ l 以下
ベンゼン	0.01 mg/ l 以下
セレン	0.01 mg/ l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ l 以下
ふっ素	0.8 mg/ l 以下
ほう素	1 mg/ l 以下

備考

- 1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ l 以下
六価クロム	0.05 mg/ l 以下
砒素	0.01 mg/ l 以下
総水銀	0.0005 mg/ l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ l 以下
チウラム	0.006 mg/ l 以下
シマジン	0.003 mg/ l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ l 以下
ベンゼン	0.01 mg/ l 以下
セレン	0.01 mg/ l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ l 以下
ふっ素	0.8 mg/ l 以下
ほう素	1 mg/ l 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

4. 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

(注)(1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)

道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	枚方市内は該当なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

5. 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
トランス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること

6 . ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・土壌にあつては、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質	1 pg-TEQ/L 以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	

- ・大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・土壌環境基準については、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。